

# 第3次調布市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編：平成28(2016)年度～

平成32(2020)年度)



調 布 市

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
1 地球温暖化問題の概要.....	1
2 計画の目的及び位置づけ.....	3
3 計画期間及び基準年度.....	5
4 対象範囲.....	5
5 対象とする温室効果ガス.....	6
<b>第2章 温室効果ガス排出量の現状(第2次計画)</b> .....	7
1 温室効果ガス排出量実績の推移.....	7
2 対象別排出状況.....	8
3 施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量及び排出割合の比較.....	10
4 施設別エネルギー別温室効果ガス排出割合.....	11
<b>第3章 温室効果ガス削減目標(第3次計画)</b> .....	12
<b>第4章 取組内容</b> .....	13
1 省エネ設備改修等に関する取組.....	13
2 施設管理等での取組.....	17
3 職員共通の取組(省エネ行動).....	18
<b>第5章 進行管理</b> .....	21
1 推進体制.....	21
2 点検・評価結果の公表.....	24
<b>参考資料</b> .....	25
1 排出係数.....	25
2 第3次計画における目標値の立て方.....	29
3 省エネ改修設備等によるCO <sub>2</sub> 想定削減量.....	30
4 対象とする組織(調布市組織機構図).....	31
5 平成26(2014)年度における施設別CO <sub>2</sub> 排出量.....	33
6 平成26(2014)年度における車両に起因するCO <sub>2</sub> 排出量.....	35
7 省エネ法に係るエネルギー消費量実績.....	36
8 環境確保条例の総量削減義務制度のCO <sub>2</sub> 排出量実績及び見込み.....	37

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 地球温暖化問題の概要

### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の産業活動等に伴って排出された、人為的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン等が大量に大気に放出され、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことを言います。

中でも二酸化炭素は、電気や車両の使用に伴う化石燃料の燃焼といった、人間の活動によって膨大な量が排出されており、わが国が排出する温室効果ガス全体の約93%を占めています。

地球温暖化の進行は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書(2014年)によると、地球温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いことなどが示されています。

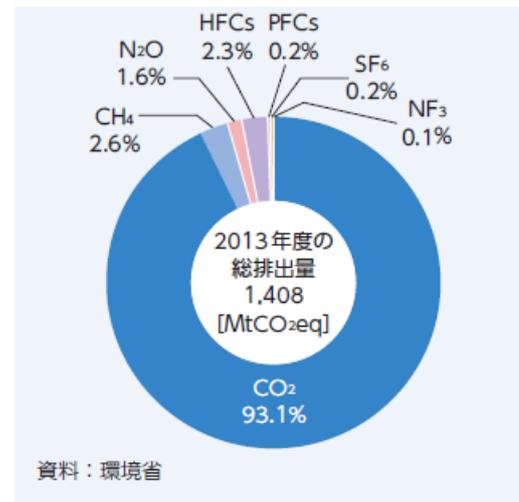


図 1.1.1 日本が排出する温室効果ガスの内訳 (2013年単年度) (出典：環境省)

### (2) 国際的な動向とわが国の対応

地球温暖化問題は、別名気候変動問題とも呼ばれ、地球規模の課題であり、世界全体で長期的な温室効果ガスの排出量の削減に向けた対策を推進するとともに、地球温暖化に起因する異常気象等に適応・対応して行くことも求められています。

地球温暖化問題は、平成4（1992）年5月の国連環境開発会議において、『気候変動に関する国際連合枠組条約』が採択されたことにより、世界各国が協力して地球温暖化防止のための具体的な取組を行うことで合意しました。これを受けて第1回締約国会議（COP1）では、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

平成9（1997）年には、京都で開催された第3回締約国会議において、平成20（2008）年から平成24（2012）年までの5年間に、先進国等に対し温室効果ガス排出量を削減することを義務付けた国際的な約束である『京都議定書』が採択されました。この中でわが国は、第一約束期間（平成20（2008）年～24（2012）年）の温室効果ガスの排出量を平成2（1990）年比で6%削減とする目標を定めました。

これらの国際的な動きを受けて、わが国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が平成 11（1999）年 4 月に施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、各主体の取組を促進するための法的枠組が整備されました。

一方、わが国は、続く京都議定書第二約束期間（平成 25（2013）年～32（2020）年）には参加せず、平成 25（2013）年度以降は、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成 32（2020）年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を自主的に行うことで、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

また、京都議定書期間以降の地球温暖化対策の新たな枠組みとして、平成 27（2015）年 12 月 13 日、国連気候変動枠組み条約第 21 締約国会議（COP21）は、「パリ協定」を採択しました。条約に加盟する 196 か国・地域が参加する国際的な枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて 2℃未満に抑えることを目標として、21 世紀後半には人間活動からの温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを指すものです。

各国には平成 32（2020）年以降の温室効果ガス排出量削減計画を示した文書の提出が求められました。このことにより、わが国においては、平成 27（2015）年 7 月「平成 42（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減する」との新たな目標を含む「約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に登録されました。

## 2 計画の目的及び位置づけ

### (1) 計画の目的

温対法第 20 条の 3 の規定では、地方公共団体に対し、「国が定める地球温暖化対策に関する計画に即して、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定するものとしています。

このことから、調布市役所では第 1 次（計画期間：平成 17（2005）年度～平成 22（2010）年度）及び第 2 次（計画期間：平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度）「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市役所の事務事業の実施に伴う、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

今後も更なる地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を図るため、これまでの取組を継承しつつ、「第 3 次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（計画期間：平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度）」（以下「第 3 次計画」という。）を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

第 3 次計画は、温対法第 20 条の 3 に基づき作成した「第 2 次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第 2 次計画」という。）の後継計画として位置付けるものです。

また、第 3 次計画においても、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）及びその他関連のある法律や条例、調布市の計画等と整合を図ります。

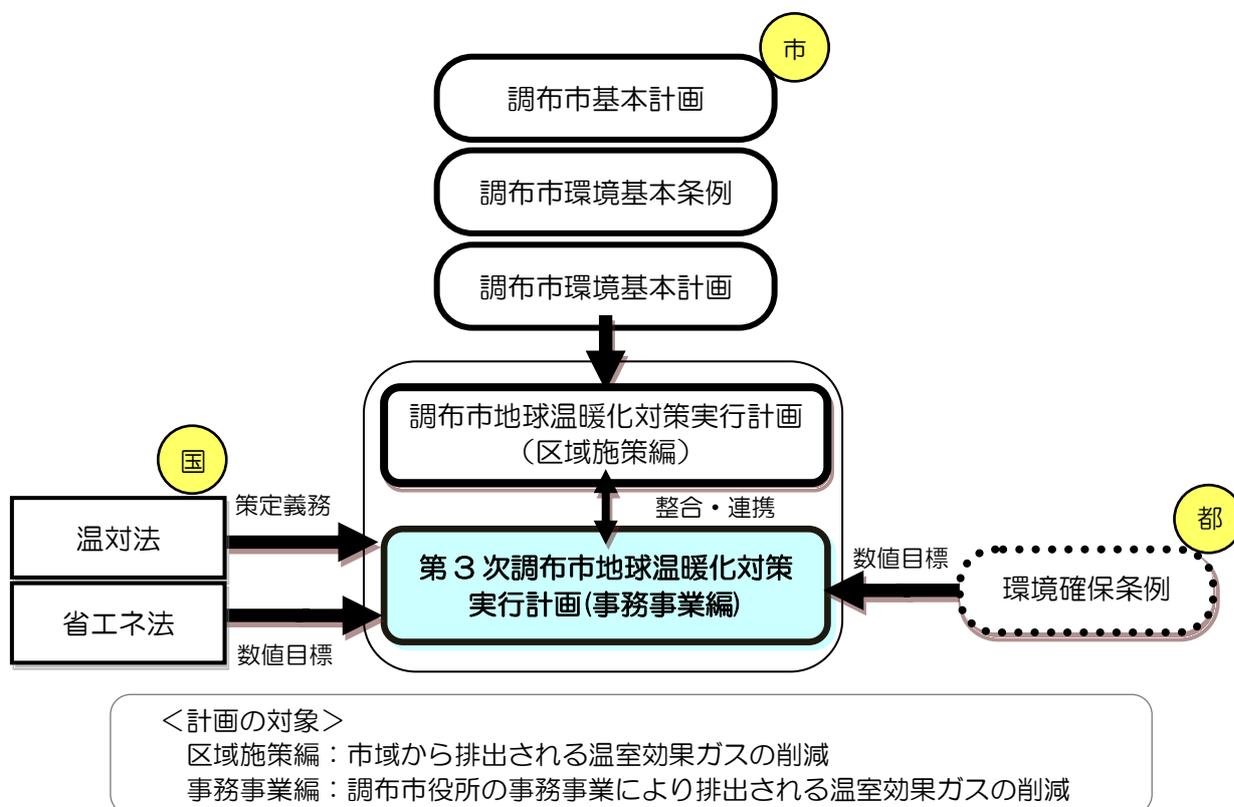


図 1.2.1 第 3 次計画と関連計画・法規等

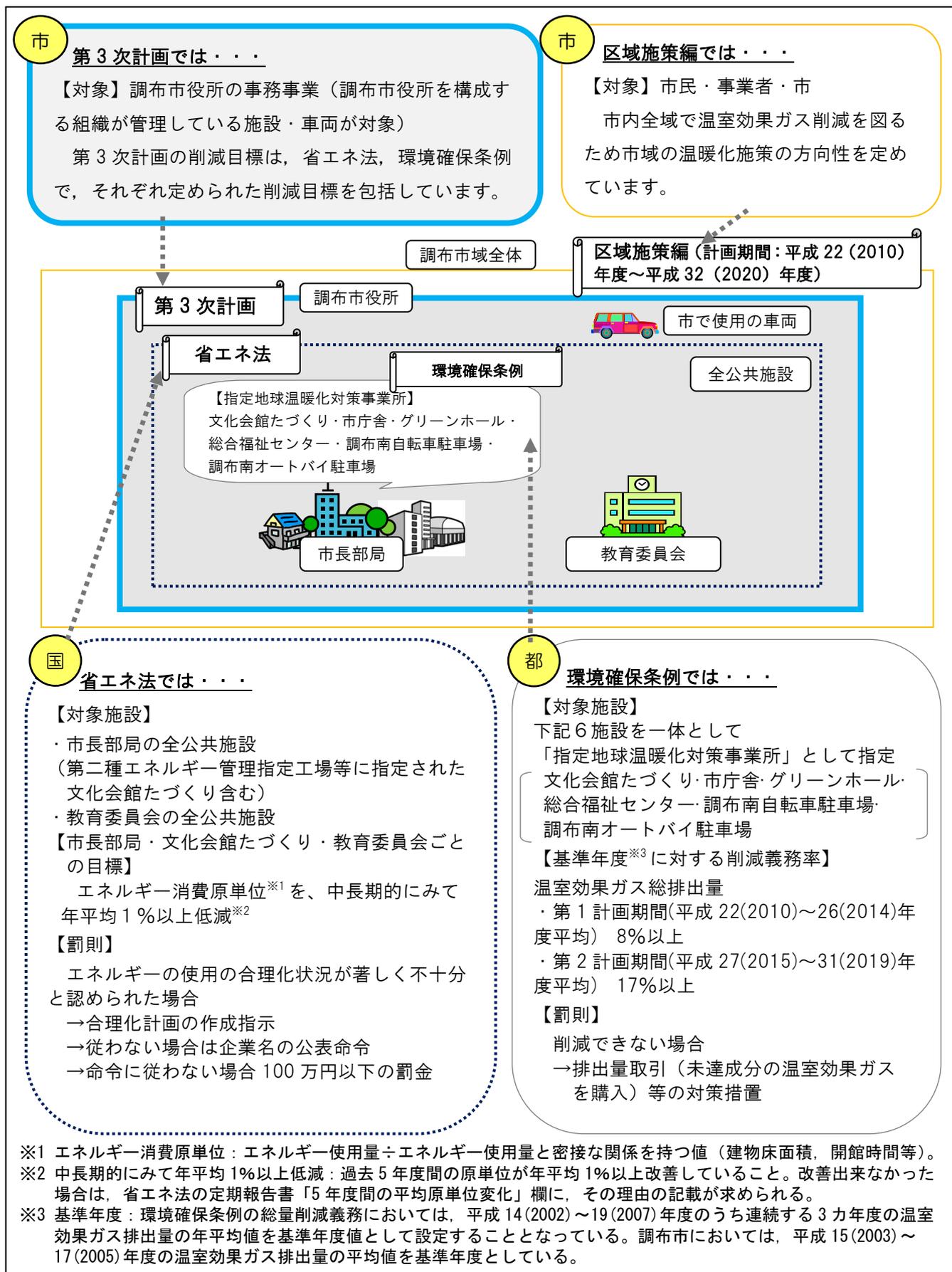


図 1.2.2 第3次計画と関連計画・法規等との関係

### 3 計画期間及び基準年度

第3次計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。  
また、基準年度は、平成26(2014)年度とします。

表 1.3.1 計画期間及び基準年度

H15 (2003) 年度	H16 (2004) 年度	H17 (2005) 年度	H18 (2006) 年度	H19 (2007) 年度	H20 (2008) 年度	H21 (2009) 年度	H22 (2010) 年度	H23 (2011) 年度	
● 基準年度		← 第1次計画期間					★ 目標年度		
						● 基準年度		←	
H24 (2012) 年度	H25 (2013) 年度	H26 (2014) 年度	H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	H32 (2020) 年度	
← 第2次計画期間			★ 目標年度						
		● 基準年度		← 第3次計画期間					★ 目標年度

### 4 対象範囲

#### (1) 事務事業の範囲

調布市役所の事務事業(市が行う全ての事務事業及び市が所有する全ての施設・公用車含む)を原則対象とし、基本的に第2次計画の事務事業の範囲を継承します。

また、引き続き外部への委託、指定管理制度の対象施設については、温室効果ガスの排出の抑制等が可能である場合、受託者等に対しても必要な措置を講じるよう要請します。

#### (2) 組織施設等の範囲

調布市役所を構成する組織(参考資料4(31頁)参照)とし、その組織が管理している施設・車両等を対象とします。また、指定管理制度施設についても、対象施設に含めます。

なお、外局(監査事務局、議会事務局、選挙管理事務局、会計課)は市長部局の一部として含めています。

また、これらの対象組織、施設等は、今後見込まれる組織改正等も踏まえ、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

## 5 対象とする温室効果ガス

第3次計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、調布市役所の事務事業から排出される4物質です。

なお、平成27(2015)年4月1日より三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)が対象物質として規定されましたが、調布市役所の事務事業においては該当する発生源が無いことから、対象外となります。

表 1.5.1 対象とする温室効果ガスの種類と発生源、算定対象

ガスの種類	主な発生源	排出量の算定対象	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼	都市ガス・ガソリン・ 軽油・LPG・CNG・重油 等燃料の使用	1
	他人から供給された 電気・熱の使用	電気使用量	
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	公用車の走行距離	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	公用車の走行距離	298
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	自動車用エアコン の使用	HFCが封入された 公用車の台数	1430 (HFC-134a)

※地球温暖化係数：温室効果ガスである物質ごとに、地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素と比較し、国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数のこと。

## 第2章 温室効果ガス排出量の現状(第2次計画)

第2次計画期間中の温室効果ガス排出量については、第2次計画期間中に適応されるCO<sub>2</sub>換算係数を用い、その推移等について、比較検証を行いました(排出係数については参考資料1(25～28頁)参照)。

### 1 温室効果ガス排出量実績の推移

第2次計画期間の温室効果ガス排出量実績の推移は、表・図2.1.1のとおりとなっています。平成26(2014)年度の排出量は12,478t-CO<sub>2</sub>で、平成21(2009)年度比で9.4%の減でした。

第2次計画期間における、平成26年度までの温室効果ガス排出量実績の推移を見ると、平成23(2011)年度以降は毎年度、平成21(2009)年度(基準年度)の実績より削減しました。

第2次計画期間では「基準年度(平成21(2009)年度の総排出量13,779t-CO<sub>2</sub>を基準として平成27(2015)年度までに5%以上の削減」の削減目標を設定しましたが、この目標はほぼ達成できる見込みです。

**【第2次計画目標】平成27年度までに基準年度(平成21(2009)年度)比5%以上の削減**

表 2.1.1 第2次計画期間における温室効果ガス排出量実績の推移

項目	単位	平成21 (2009) 年度 (基準年度)	第2次計画期間					平成27 (2015) 年度 (目標値)
			平成23 (2011) 年度 (実績)	平成24 (2012) 年度 (実績)	平成25 (2013) 年度 (実績)	平成26 (2014) 年度 (実績)	平成27 (2015) 年度 (目標値)	
①公共施設の使用 による排出量	t-CO <sub>2</sub>	13,568	12,620	13,101	12,744	12,295	基準年度 H21(2009) 年度比 5%以上の 削減	
②庁用車の使用 による排出量	t-CO <sub>2</sub>	211	199	195	182	182		
③合計排出量	t-CO <sub>2</sub>	13,779	12,819	13,296	12,926	12,478		
基準年度比	%	0	7.0減	3.5減	6.2減	9.4減		

※①～③それぞれにおいて、小数点以下を四捨五入しているため、合計排出量と内訳排出量の和が合致しない場合がある。

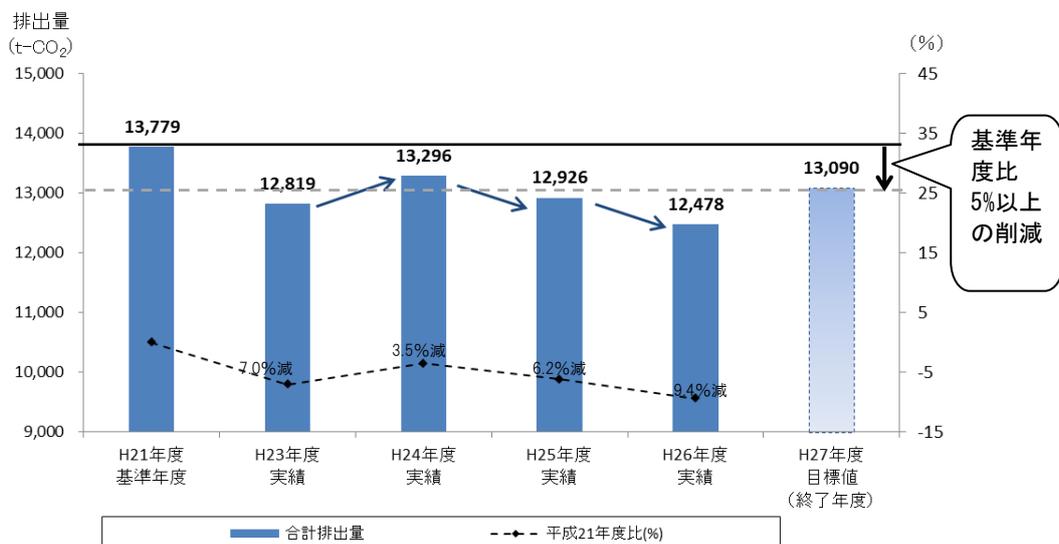


図 2.1.1 温室効果ガス排出量実績の推移

## 2 対象別排出状況

### (1) 対象別温室効果ガス排出割合

平成 26（2014）年度の排出量（12,478 t-CO<sub>2</sub>）のうち、施設から排出される温室効果ガス排出量は 98.5%，車両使用に伴う排出量は 1.5%でした。

なお，平成 21（2009）年度（基準年度）においても，同様の排出割合で，変化はありませんでした。

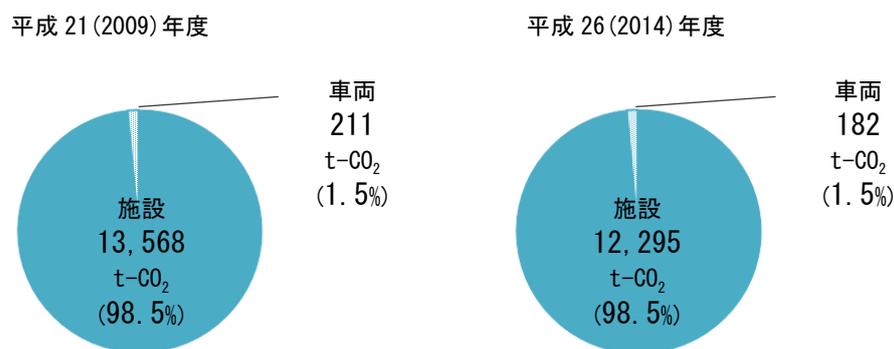


図 2.2.1 排出主体別の排出割合

### (2) 温室効果ガス排出量が多い施設

平成 26（2014）年度の温室効果ガス排出量の多い施設は，表 2.2.1 及び図 2.2.2 のとおりです。

温室効果ガス排出量が最も多い施設は，文化会館たづくり（生活文化スポーツ部）で，次いでちょうふの里（福祉健康部），調和小学校（教育部），調布市知的障害者援護施設（福祉健康部），グリーンホール（生活文化スポーツ部）となり，これらを含む温室効果ガス排出量が多い上位の 10 施設が，全施設の排出量に占める割合は約 52%でした。

順位の若干の変動はあるものの，温室効果ガス排出量が多い上位の 10 施設に該当する施設及び全施設の排出量に占める割合は，平成 21（2009）年度（基準年度）と同様であり，5 年間経過した状況においても，全体的な傾向に大きな変化は見られませんでした。

表 2.2.1 温室効果ガス排出量の多い上位 10 施設とその他施設の CO<sub>2</sub> 排出量

施設名	平成 21 (2009) 年度		施設名	平成 26 (2014) 年度	
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	%		排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	%
文化会館たづくり	2,439	18.0	文化会館たづくり	2,217	18.0
ちょうふの里	1,030	7.6	ちょうふの里	1,021	8.3
調和小学校	744	5.5	調和小学校	695	5.7
グリーンホール	631	4.7	知的障害者援護施設	561	4.6
知的障害者援護施設	584	4.3	グリーンホール	489	4.0
市庁舎	547	4.0	市庁舎	473	3.9
総合体育館	375	2.8	総合体育館	256	2.1
ハヶ岳少年自然の家	226	1.7	総合福祉センター	231	1.9
総合福祉センター	208	1.5	公遊園全体	200	1.6
公遊園全体	196	1.4	ハヶ岳少年自然の家	196	1.6
上記 10 施設 計	6,980	51.4	上記 10 施設 計	6,340	51.6
その他の施設 計	6,588	48.6	その他の施設 計	5,955	48.4
全施設合計	13,568	100.0	全施設合計	12,295	100.0

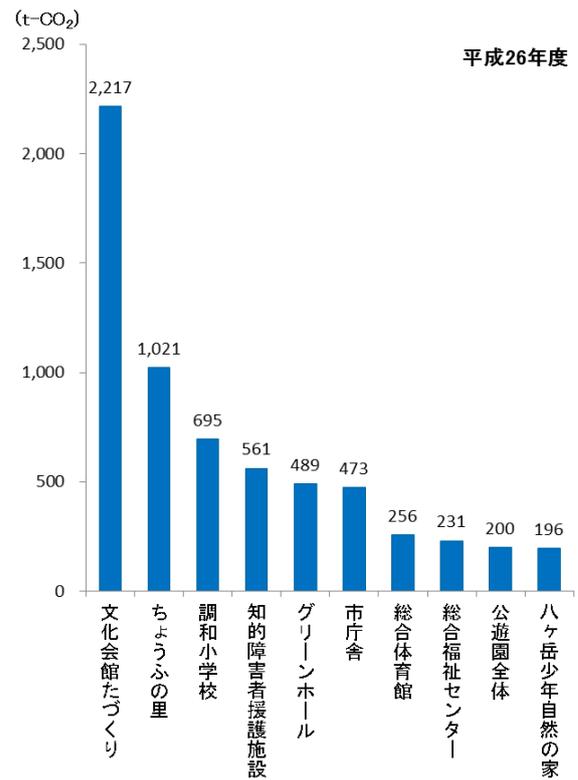
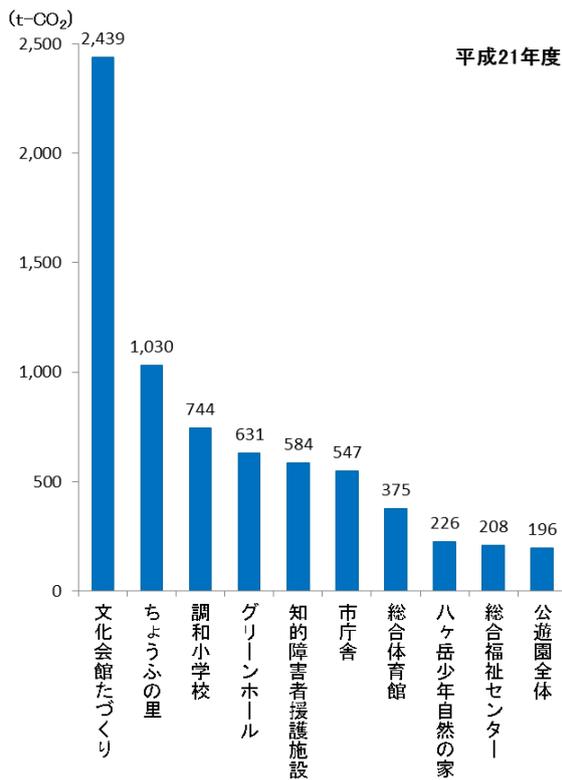


図 2.2.2 温室効果ガス排出量の多い上位 10 施設の CO<sub>2</sub> 排出量

### 3 施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量及び排出割合の比較

全施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量及び排出割合について、平成 21（2009）年度（基準年度）と第 3 次計画の基準年度となる平成 26（2014）年度を比較しました（表 2.3.1 及び図 2.3.1）。

全施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出割合は、平成 21（2009）年度、平成 26（2014）年度ともに、電力が約 7 割、都市ガスが約 3 割と同様の傾向にあります。

平成 26（2014）年度のエネルギー別の年間使用量については、平成 21（2009）年度と比較すると、電力、LPG、A 重油が減少し、都市ガスと軽油の使用量が増加し、全体的には 1,273 t-CO<sub>2</sub> 減少（平成 21（2009）年度比 9.4%減少）となりました。

全体的に温室効果ガス排出量が減少した主な理由は、東日本大震災による電力不足を起因とし、照明の間引きや高効率型の照明の導入、職員一人ひとりの節電行動により、電力使用量が抑制されたことがあげられます。また、第 2 次計画期間中に木島平山荘が廃止となり、使用していた A 重油の使用量が減少し、温室効果ガスも減少しました。

表 2.3.1 施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量と排出割合

エネルギー	平成 21（2009）年度			平成 26（2014）年度			増減量	
	年間使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	%	年間使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	%	排出量の増減 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率
①電力	2427 万 kWh	9,321	68.7	2131 万 kWh	8,183	66.6	1,137 減	12.2 減
②都市ガス	181 万 m <sup>3</sup>	3,916	28.9	183 万 m <sup>3</sup>	3,975	32.3	59 増	1.5 増
③LPG	1 万 m <sup>3</sup>	67	0.5	7 百 m <sup>3</sup>	4	0.0	63 減	93.5 減
④A 重油	97 kL	263	1.9	48 kL	130	1.1	133 減	50.5 減
⑤軽油	0.6 kL	2	0.0	0.9 kL	2	0.0	1 増	48.0 増
計	—	13,568	100.0	—	12,295	100.0	1,273 減	9.4 減

※①～⑤それぞれにおいて、小数点以下を四捨五入しているため、排出量の計と内訳排出量の和が合致しない場合がある。

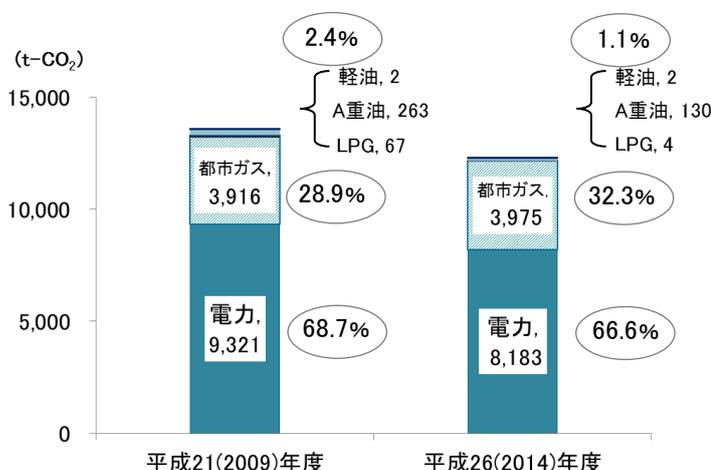


図 2.3.1 施設におけるエネルギー別温室効果ガス排出量と排出割合

## 4 施設別エネルギー別温室効果ガス排出割合

### (1) 電力の使用

平成 26（2014）年度の電力による温室効果ガス排出割合の高い施設は、文化会館たづくり（24.2%）、ちようふの里（5.5%）、市庁舎（5.4%）、グリーンホール（4.2%）、調和小学校（4.1%）の順でした。

なお、電気使用量の多い上位 10 施設が、第 2 次計画対象全施設の電気使用量全体の 54.5% を占めています。

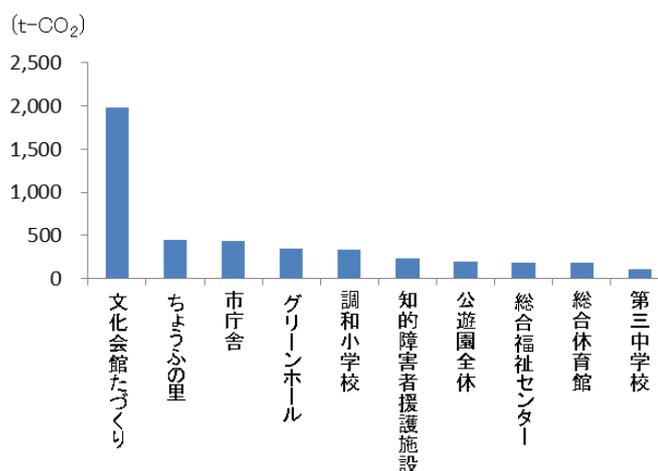


図 2.4.1 電力による温室効果ガス排出割合の多い上位 10 施設

### (2) 都市ガスの使用

平成 26（2014）年度の都市ガスによる排出割合の多い施設は、ちようふの里（14.2%）、調和小学校（9.0%）、調布市知的障害者援護施設（8.1%）、文化会館たづくり（5.8%）、グリーンホール（3.6%）の順でした。なお、都市ガス使用量の多い上位 10 施設における CO<sub>2</sub> 排出量は、第 2 次計画対象全施設の都市ガス使用量全体の 50.8% を占めています。

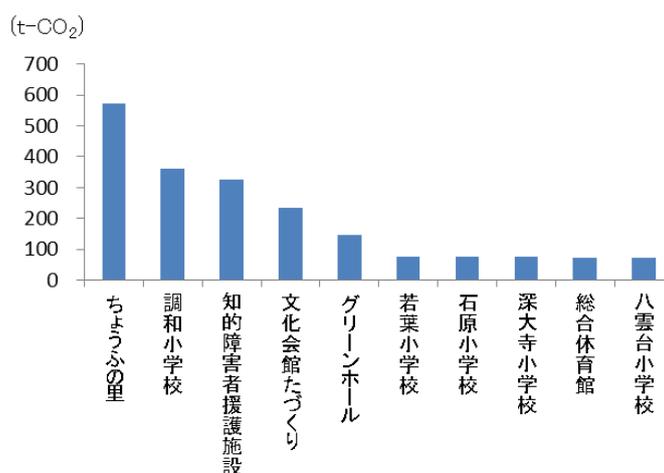


図 2.4.2 都市ガスによる温室効果ガス排出割合の多い上位 10 施設

## 第3章 温室効果ガス削減目標(第3次計画)

### (1) 温室効果ガス排出量の算出に使用する排出係数について

第3次計画期間の目標を設定するに当たり、電気については平成27年8月時点の環境省公表の排出係数を、その他のエネルギーについては第2次計画の排出係数を継承し、算出しています。

このことから、基準年度となる平成26(2014)年度温室効果ガス排出量は、再計算した14,859t-CO<sub>2</sub>となります(第2次計画の係数で算出した平成26(2014)年度温室効果ガス排出量は12,478t-CO<sub>2</sub>)。

なお、平成26(2014)年度における契約実績から、小中学校及びグリーンホールについては(株)エネット、その他施設については東京電力(株)の排出係数を使用しています(電気事業者別排出係数については参考資料1(27頁)参照)。

### (2) 第3次計画における目標

調布市役所全体の目標値については、省エネ法において特定事業者として指定されている市長部局、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場等として指定されている文化会館たづくりについて、「中長期的に見てエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減すること」が可能となる最低限達成しなければならない削減量を算出し、その削減量の合計として設定しました(算出方法は参考資料2(29頁)参照)。

なお、市長部局、教育委員会及び文化会館たづくりについては、それぞれ「中長期的に見てエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減すること」も目標とします。

一方、環境確保条例の総量削減義務制度については、対象6施設(文化会館たづくり・市庁舎・グリーンホール・総合福祉センター・調布南自転車駐車場・調布南オートバイ駐車場)において、引き続き削減義務が課されますが、環境確保条例の第2計画期間(平成27~31年度)における基準年度比17%の削減義務についても、現状の削減施策の継続で、達成可能と見込んでいます(参考資料8(37頁)参照)。このことから、省エネ法で規定される目標達成を第一に、第3次計画の目標を設定しました。

#### 【第3次計画における目標】

平成26(2014)年度の総排出量14,859t-CO<sub>2</sub>を基準として、平成32(2020)年度までに総排出量3.2%(470t-CO<sub>2</sub>)以上削減かつ「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」を目指します。

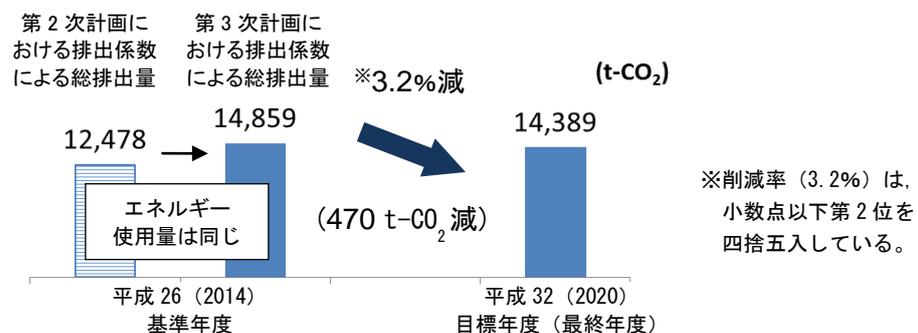


図 3.1.1 温室効果ガスの削減目標

## 第4章 取組内容

### 1 省エネ設備改修等に関する取組

#### (1) 具体的取組

第3章で掲げた目標を達成するため、省エネ設備改修等を実施します。改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整していきます。

なお、省エネ設備等の施工年度及びそのCO<sub>2</sub>想定削減量を試算し、目標達成の実現性を下記のとおり検証しました。

##### ① 検討に当たっての前提

ア 省エネ法の特定事業者（市長部局（文化会館たづくり除く）、教育委員会）、第二種エネルギー管理指定工場（文化会館たづくり）毎に、省エネ設備改修等の施工内容を分類し、試算しました。

イ 当該年度に実施した改修工事が、翌年度からCO<sub>2</sub>削減に寄与すると想定し、CO<sub>2</sub>削減量を試算しました。

ウ 平成26（2014）年度が基準年度となることから、平成27（2015）年度に実施したCO<sub>2</sub>削減に寄与する設備改修についても試算結果に算入しました。

エ 第3次計画の計画期間が平成32（2020）年度までなので、当該期間のCO<sub>2</sub>削減に寄与する設備改修は、上記イの前提を踏まえ、平成31（2019）年度までとして試算しました。

##### ② 試算結果

市長部局（文化会館たづくり除く）と文化会館たづくりについては、表4.1.2、表4.1.3の取組を実施した場合、目標を達成出来る見込みです。教育委員会については、表4.1.4の省エネ改修等を実施しても、省エネ法における「中長期的に見てエネルギー消費原単位年平均1%以上の低減」のためには、更なるCO<sub>2</sub>削減に向けた取組が必要となる見込みです。CO<sub>2</sub>削減量の不足分については、継続して、新たな省エネ設備改修や省エネ行動等について追加検討することで、取組の見直しを図り、目標達成を目指します。

また、新たな省エネ設備改修等を実施する場合については、必要に応じて、第3次計画を見直していきます。

なお、調布市役所全体については、表4.1.1の想定過不足量の合計に示す通り、目標削減量470t-CO<sub>2</sub>に対し、省エネ設備改修等によるCO<sub>2</sub>削減量が759t-CO<sub>2</sub>と想定出来ることから、「平成32（2020）年度までに総排出量を3.2%削減」の目標を着実に達成出来るよう努めて参ります。

表 4.1.1 管理対象別目標に対する省エネ設備改修等による CO<sub>2</sub> 想定削減量

	平成 26(2014) 年度 排出量① 【基準年 度】	平成 32 (2020) 年度		第 3 次計画期間中 における省エネ 設備改修等によ る CO <sub>2</sub> 想定削減量 ③	過不足量 (③-②)
		目標削減率	目標削減量 ②		
		【最終年度】			
	t-CO <sub>2</sub>	%	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
市長部局（文化会館 たづくり除く）	6,784	-1.4	95	383	+288
文化会館たづくり	2,975	-4.9	147	168	+21
教育委員会	5,099	-4.5	228	208	-20
合計（調布市役所全体）	14,859	-3.2	470	759	+289

※車両は市長部局に含めて計算した。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計排出量と内訳排出量の和が合致しない場合がある。

※改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整を行う。

詳細は表 4.1.2~4.1.4 を参照

表 4.1.2 市長部局（文化会館たづくり除く）における  
省エネ設備改修等による CO<sub>2</sub> 想定削減量の内訳

施設	第 3 次計画期間中における 省エネ設備改修等	第 3 次計画の CO <sub>2</sub> 排 出係数を使用した CO <sub>2</sub> 想定削減量	施工年度
		t-CO <sub>2</sub>	
総合福祉センター	空調設備の交換	253	H27~H28
グリーンホール	空調動力(ポンプ)のインバータ化	13	H27
ちょうふの里	空調設備の交換	117	H26
	合計	383	

※改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整を行う。

表 4.1.3 文化会館たづくりに関する省エネ設備改修等による CO<sub>2</sub> 想定削減量の内訳

施設	第 3 次計画期間中における 省エネ設備改修等	第 3 次計画の CO <sub>2</sub> 排 出係数を使用した CO <sub>2</sub> 想定削減量	施工年度
		t-CO <sub>2</sub>	
文化会館 たづくり	LED 誘導灯の導入	32	H27
	氷蓄熱 1 次冷水ポンプのインバータ化	14	H27
	アトリウム樹木のフェイク化	40	H27
	LED 照明の導入	39	~H31
	ボイラー制御盤更新	43	~H31
	合計	168	

※改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整を行う。

表 4.1.4 教育委員会における省エネ設備改修等による CO<sub>2</sub> 想定削減量の内訳

施設	第3次計画期間中における 省エネ設備改修等	第3次計画のCO <sub>2</sub> 排出係数を使用した CO <sub>2</sub> 想定削減量	施工年度
		t-CO <sub>2</sub>	
公立小中学校	LED照明の導入	81	H26~31
	体育館照明LED化(第三小)	6	H27
	体育館照明LED化(上ノ原小)	6	H28
	体育館照明LED化(緑ヶ丘小)	6	H28
	体育館照明LED化(神代中)	11	H29
	体育館照明LED化(第三中第2体育館)	10	H29
	体育館照明LED化(深大寺小)	6	H30
	体育館照明LED化(石原小)	7	H30
	体育館照明LED化(若葉小)	6	H30
	体育館照明LED化(多摩川小)	6	H30
	体育館照明LED化(北ノ台小)	6	H31
	体育館照明LED化(国領小)	11	H31
	体育館照明LED化(布田小)	11	H31
	体育館照明LED化(第六中)	8	H31
	太陽光発電システム導入(第五中)	4	H28~29
	キュービクルの更新(第一小, 第二小, 滝坂小, 深大寺小, 北ノ台小, 布田小, 第六中, 調布中, 第三中, 第七中, 神代中, 第五中, 第八中)	3	H27~30
	図書館	LED照明の導入(国領分館)	4
LED照明の導入(宮の下分館)		4	H27
LED照明導入(神代分館)		4	H27
LED照明導入(富士見分館)		4	H29
公民館	LED照明の導入(東部公民館)	4	H27
合計		208	

※改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整を行う。

## (2) 施設の新築・改修等による環境配慮

施設の新築・改修等に当たっては、環境に配慮し対応していきます。その中の主な取組は下記のとおりです。

なお、「調布市公共工事環境配慮指針」に基づき、市が施工する一定規模以上の公共工事では、計画、設計、施工、供用の各段階において必要な環境配慮を推進します。対象とならない規模の工事においてもこれを準用し、環境配慮の推進に努めます。

- ① 公共施設等の新築、改修等の際には、省エネ型設備（LED 照明や省エネタイプの空調、環境性能の高い学校給食調理機器等）の導入を行う。
- ② 公共施設等の新築、改修等の際には、温室効果ガスの排出量の低減に資する素材（再生された素材・再生可能な素材）を出来る限り選択する。
- ③ 再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- ④ トップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り、窓の配置等は自然光に配慮して照明器具を配置するなど自然光を取り入れる工夫をする。
- ⑤ 敷地内緑化とともに、適正な緑地の維持管理など、施設の緑化に努める。
- ⑥ 断熱性能の向上に寄与できる屋上、壁面、ベランダなどの緑化や室内の緑化を推進する。
- ⑦ 外壁、屋上の改修時等には、断熱性能を向上させるよう努める。
- ⑧ 民間事業者に対しては、地球環境の保全に対する環境配慮がなされるよう協力を求める。

## 2 施設管理等での取組

施設管理職員等は、省エネを進めるため、施設管理マニュアル等の作成と、これに基づく設備等の運転管理、保守点検、計測・記録等を行い、設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫などの取組を推進していきます。

### (1) 施設の保守・管理に関する取組

#### ① 熱源設備

- ・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケールを除去する。
- ・ 冷却塔の充てん剤を清掃する。
- ・ 冷却水を適正な水質に管理する。

#### ② 空調設備

- ・ 温湿度センサー、コイル、フィルター等の清掃を実施する。

#### ③ 照明設備

- ・ 照明器具の定期的な保守及び点検を実施する。

#### ④ 省エネ法対応

- ・ 管理標準等に従い設備の適切な運用を行い、施設の省エネ化を推進する。

### (2) 施設の設備機器の運用改善に関する取組

#### ① 熱源設備

- ・ 冷温水出口温度の適正化を図る。
- ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化を図る。
- ・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化を図る。
- ・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化を図る。
- ・ 熱源機の運転圧力の適正化を図る。
- ・ 熱源機のブロー量の適正化を図る。
- ・ 燃焼設備の空気比の適正化を図る。

#### ② 空調設備

- ・ ウォーミングアップ時の外気取入を停止する。
- ・ 空調機設備、熱源機の起動時刻の適正化を図る。
- ・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失を防止する。
- ・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転を停止する。
- ・ 夏期や冬期のピークカットに努め、最大電力の低減を図る。

#### ③ 給排水・給湯設備

- ・ 給排水ポンプの流量、圧力の適正化を図る。
- ・ 給湯温度、循環水量の適正化を図る。

#### ④ 受変電設備

- ・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断等により力率改善を図る。

※環境省 HP:温室効果ガス排出抑制等指針 業務部門指針などを参考に作成

### 3 職員共通の取組(省エネ行動)

調布市役所で実施している環境マネジメントシステムを活用し、省エネ行動を職員一人ひとりが実践していきます。

#### (1) 日常業務に関する取組

##### ① 電気・燃料等の使用量を削減する取組

- ・ 昼休み、就業後において事務所等の不要な照明の消灯を徹底する。
- ・ 給湯室、トイレ、更衣室、会議室、倉庫等の照明は必要な場合のみ点灯する。
- ・ 事務の効率化に努め、残業時間を削減するとともに、やむを得ず残業する場合は、不要な事務所部分の照明を消灯する。
- ・ 廊下等の照明は支障のない範囲で間引き消灯する。
- ・ 自動販売機の設置は、台数の削減、省エネ型機器への変更及び通電時間の見直しをする。また可能な限り照明を消灯する。
- ・ 庁舎等の屋外照明は、支障のない範囲で消灯するなどライトダウンに努める。
- ・ パソコン、コピー機等のOA機器は、長時間不使用時の主電源オフを徹底する。
- ・ OA機器をはじめ、電力を消費する機器の使用に当たっては省電力機能を用いる。
- ・ OA機器の購入に当たっては、国際エネルギースターマークの認定機種を優先するなど省エネタイプのものを選択する。
- ・ クールビズ、ウォームビズを励行する。
- ・ 冷暖房時の温度管理を徹底する。(冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安)
- ・ 空調効果を高めるためブラインド等を活用する。
- ・ エレベーターの利用は極力控え、3階程度の昇り降りは階段を利用する。
- ・ 省エネ型蛍光灯など省エネ型製品を採用し、逐次省エネタイプのものに更新する。
- ・ 照明器具の保守点検、定期的な清掃に努める。
- ・ 冷蔵庫や電気ポット等執務室で使用している電化製品の利用に当たっては、数の集約を図るとともに、買い替えに当たっては、エネルギー使用量の少ないものを選択する。
- ・ ガス瞬間湯沸器等の種火は、使用時以外は消す。
- ・ 各施設におけるエネルギー使用量が定期的に把握できる仕組みの導入を検討する等、職員の省エネルギーへの実践意識を高める。

##### ② 水の使用量を削減する取組

- ・ 蛇口の閉め忘れや漏水がないよう注意する。
- ・ うがいの際はコップを使用するなど、水を出したままにしない。
- ・ 散水等には雨水や再利用水の使用に努める。

##### ③ 自動車の使用に係る燃料消費量等を削減する取組

- ・ 業務に支障がない範囲で公用車の使用を控え、自転車や公共交通機関を利用する。
- ・ 「エコドライブ10のすすめ」を実践する。
- ・ 相乗りなどにより、公用車利用の効率化を図る。

## (2) その他の温室効果ガスの削減に資する取組

### ① 廃棄物の発生量を削減する取組

- ・ 廃棄する文書等の紙類は、可能な限りリサイクルする。
- ・ 使用済みのポスターやカレンダー等の裏面の利用を図る。
- ・ 文書類のリサイクル化の推進を徹底し、再資源化とごみ減量化を図る。
- ・ 不要になった消耗品、備品等を全庁的に効率良く使用するため、グループウェアの利用等により積極的に周知し、再利用を促進する。
- ・ トナーカートリッジ等の使用済み容器類は、再利用や再生利用を促進するため、納入業者に引き取るよう要請する。
- ・ 廃棄物の排出に当たっては、必要に応じて最終処分までの廃棄物処理方法の確認など必要な処置を講じる。
- ・ イベント時には、ごみの持ち帰りを推奨する。

### ② 紙の使用量を削減する取組

- ・ 文書や資料等は、両面印刷や集約コピーを行う。
- ・ コピー機器を使用後は設定をリセットし、次に使う人のミスコピー削減に努める。
- ・ ファイリングフォルダーの再利用を図る。
- ・ 使用済み封筒を再利用する。
- ・ 会議資料等の文書や資料の簡素化に努め、作成部数を最小限にする。
- ・ 庁内文書システム等の活用によるペーパーレス化を検討する。
- ・ 各種広報用印刷物の種類・数量等を十分に検討し、印刷物の総量削減に努める。
- ・ 文書・資料の共有化（ファイリングシステム）をより推進し、重複保存しない。

### ③ 物品購入時の配慮

- ・ 物品等の購入・使用は、エコマーク、グリーンマークなどの表示がある環境にやさしい製品や使用後にリサイクル可能な製品を選択するよう努める。
- ・ 過剰包装した製品や使い捨て製品の発注を控え、納品時の過剰包装を断る。
- ・ リサイクル製品やリサイクル可能な製品を優先購入する。
- ・ コピー用紙は古紙配合率 70%以上、白色度 70%程度のものを購入する。
- ・ 再生紙を使用したトイレットペーパーを使用する。

### ④ 公用車導入時の配慮

- ・ 公用車の使用実態を把握し、台数の見直しを検討する。
- ・ 公用車の更新又は新規購入に当たっては、低燃費・低公害車の導入を図る。

### ⑤ フロンの漏えいの防止

- ・ フロン排出抑制法に規定される第一種特定製品を所管する課は、フロンの漏えいを防止するため、同法に基づく定期点検を実施し、異常を認めたときは速やかに修理を行う。

### ⑥ その他

- ・ 外部に委託する事業や車両使用についても、省エネ行動を要請する。

### **(3) 職員意識の啓発**

第3次計画に定めた温室効果ガス総排出量削減目標を達成するためには、職員一人ひとりが計画の目標を理解し、取組を実施することが重要です。そのため、職員は日常的な意識啓発に努め、意識の向上から省エネ行動等の実践に向けた取組につなげていきます。

なお、出先職場の職員に対しても同様の取組を要請し、第3次計画の目標及び取組項目の周知・徹底に努めます。

# 第5章 進行管理

## 1 推進体制

第3次計画の推進に当たっては、調布市環境マネジメントシステムに基づく組織を活用し、進行管理を行っていきます（図 5.1.1）。

なお、第4章「1 省エネ設備改修等に関する取組」（P13 参照）に掲げる事項については、調布市環境調整協議会（以下「環境調整協議会」という。）及び環境調整協議会を構成する部会の一つである地球温暖化対策推進部会（以下「部会」という。）において、進行管理を行っていきます（図 5.1.2）。

また、省エネ設備改修等に係る計画は、技術動向や財政状況等を勘案し、適宜、見直しを図っていきます。

この他、省エネ法や環境確保条例における推進体制は、図 5.1.3、図 5.1.4 に示すとおりです。

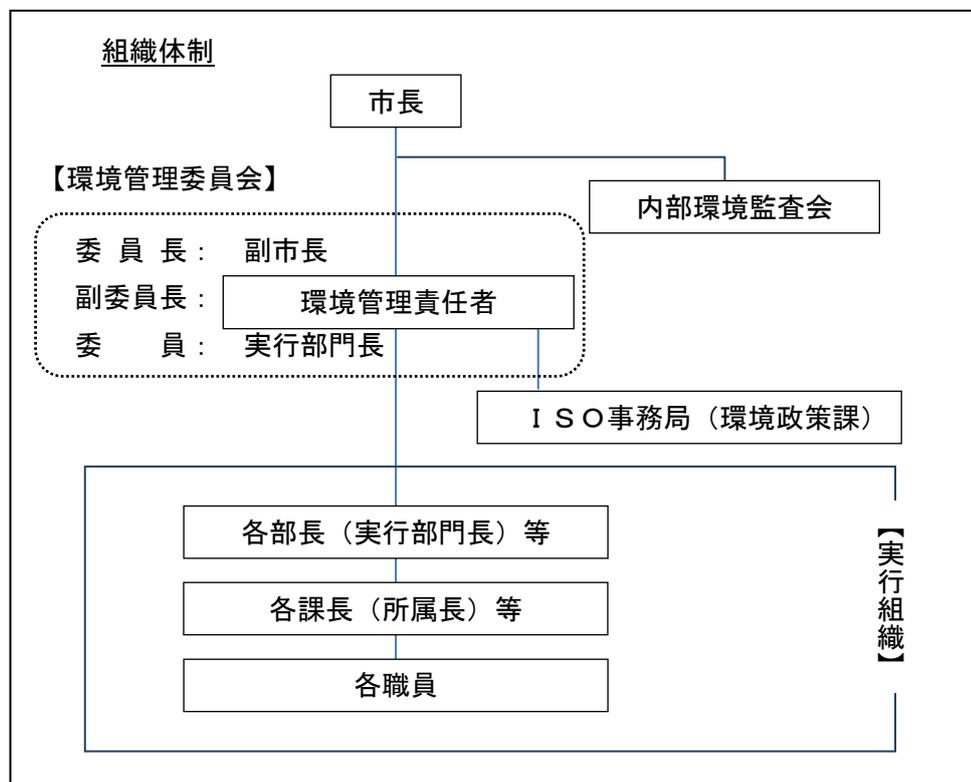


図 5.1.1 環境マネジメントシステム運用組織図

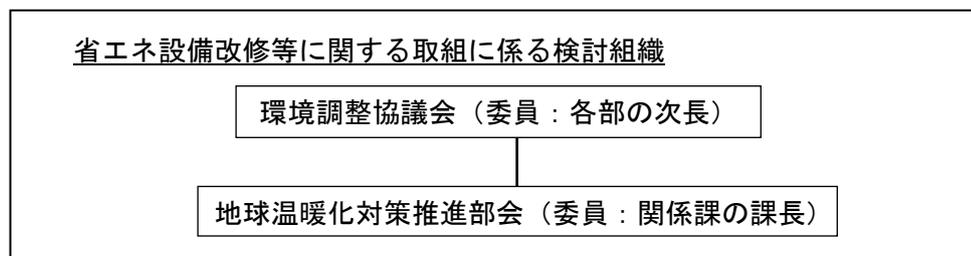


図 5.1.2 省エネ設備改修等に関する取組に係る検討組織

### 【省エネ法に係る推進体制】

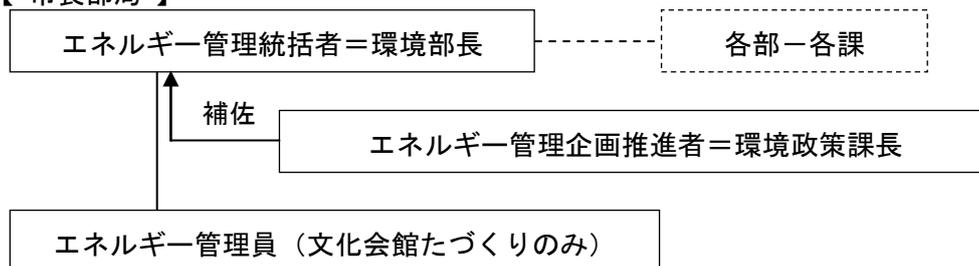
調布市役所では、市長部局と教育委員会がそれぞれ、省エネ法における「特定事業者」と指定されています。このことにより、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者をそれぞれ1人選任することが必要です。

省エネ法において、エネルギー管理統括者は、①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画の取りまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制がその役割となっています。また、エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を実務面から補佐するとされています。調布市役所における体制と役割は図5.1.3のとおりです。

なお、市長部局のうち、文化会館たづくりが、原油換算1,500kL～3,000kLの事業場に指定され、エネルギー管理士の免許を所有するもの又はエネルギー管理講習修了者を資格要件とする「エネルギー管理員」による現場管理が必要となります。

調布市役所では、こうした体制のもと、省エネ法に基づくエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減することを目標とし、その達成に向けた取組を進めます。

#### 【市長部局】



#### 【教育委員会】

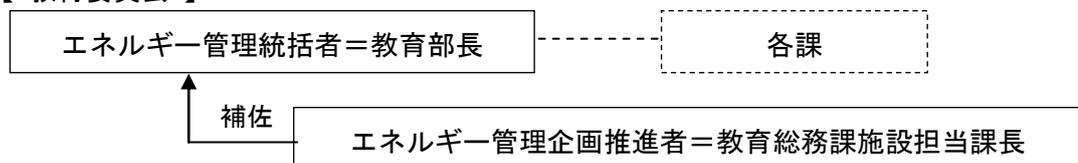


図 5.1.3 省エネ法に係る推進体制

【環境確保条例に係る推進体制】

調布市役所では、文化会館たづくり及び隣接・近接に当たる市庁舎、総合福祉センター、グリーンホール、調布南自転車駐車場、調布南オートバイ駐車場の6施設が一体となって指定地球温暖化対策事業所となり、総量削減義務が課されています。

このことにより、対象事業者は、「統括管理者」と「技術管理者」の選任が義務付けられます。

環境確保条例において、統括管理者は、事業所の対策実行状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申出を行うものとされています。技術管理者は、経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行うものとされています。

調布市役所における体制と役割は下図のとおり、市長を経営者、環境政策課長を統括管理者、技術管理者を外部委託し、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。また、事業所規模に応じて選任するとされている「推進責任者」「推進員」にはそれぞれ対象施設管理担当課長、対象施設管理担当職員を選任します。

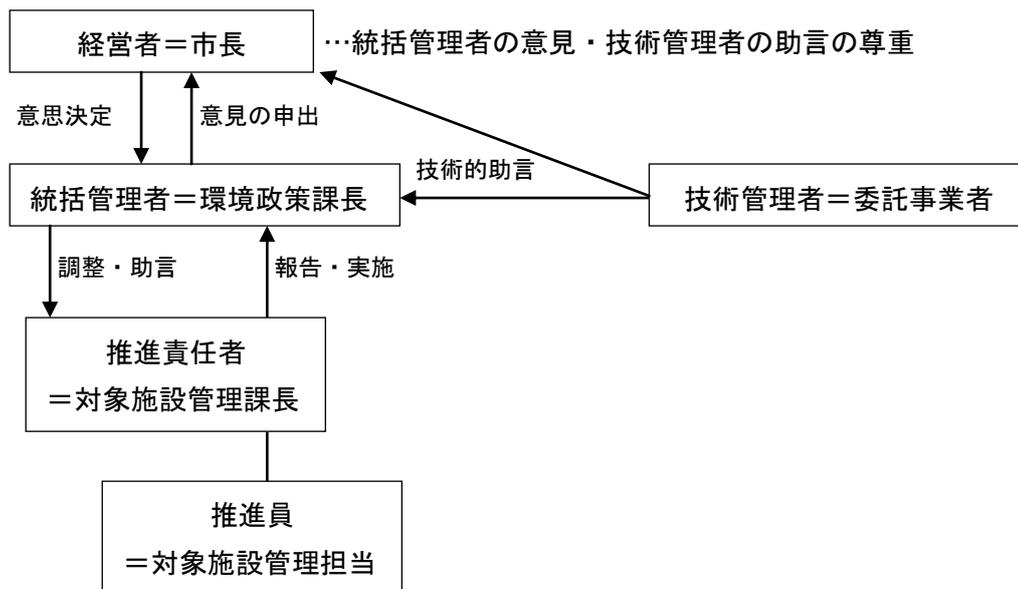


図 5.1.4 環境確保条例に係る推進体制

## 2 点検・評価結果の公表

第3次計画における点検・評価については、環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクルに基づき、実施していきます。

また、第3次計画中の温室効果ガス排出量や取組内容については、上記PDCAサイクルを踏まえ、点検・評価を行い、継続的な改善につなげていきます。

点検・評価結果については、毎年度1回、市報や市ホームページ等を通じて広く発信し、市民や事業者の皆様にもわかりやすい情報提供となるよう努め、公表して参ります。

なお、各年度の温室効果ガス総排出量の実績の算出に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する施行令（以下「施行令」という。）に基づき、最新の排出係数を使用し公表していきます。

### 【環境マネジメントシステム計画～実施～点検～見直しのPDCAサイクル】

環境マネジメントシステムにおいては、PDCAサイクルの構成により、本計画の取組状況も視野に入れつつ、システムにおける計画、実施、点検、見直しを行っていきます。

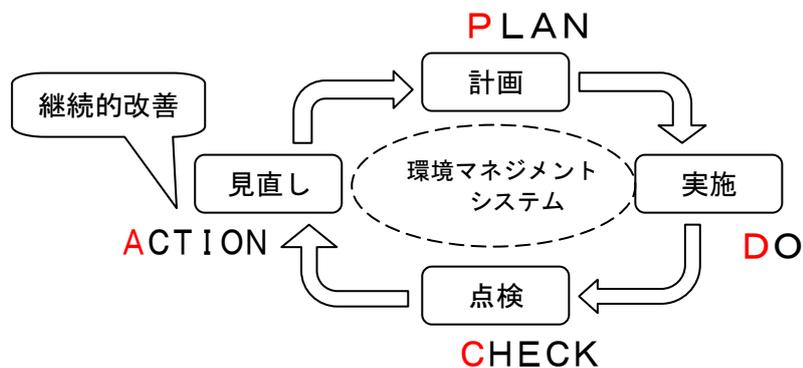


図 5.2.1 環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクル

## 参考資料

### 1 排出係数

温室効果ガス排出量の算定方法については、温対法に基づき、施行令に定められています。

温室効果ガスの排出量は、算定項目ごとの活動量に、排出係数を乗じて算出します。

メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンについては、地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素の量に換算し、温室効果ガス排出総量を求めます。

#### 基本的な算定の考え方

$$\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{活動量当たりの排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

#### (1) 地球温暖化係数

表 6.1.1 地球温暖化係数（第2次計画）

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	21
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC) (HFC134 a)	1300

※施行令第4条

表 6.1.2 地球温暖化係数（第3次計画）

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC) (HFC134 a)	1430

※施行令第4条

## (2) 排出係数

### ① 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出係数

表 6.1.3 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出係数(第2次計画)

活動項目	単位	排出係数
燃料の使用に伴うもの		
ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.32
灯油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.49
軽油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.58
A重油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.71
液化天然ガス (LPG)	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	6.6
都市ガス (東京ガス株)	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	2.17
他人から供給された電気の使用に伴う排出 (東京電力株)	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.384

表 6.1.4 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出係数(第3次計画)

活動項目	単位	排出係数
燃料の使用に伴うもの		
ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.32
灯油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.49
軽油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.58
A重油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.71
液化天然ガス (LPG)	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	6.6
都市ガス (東京ガス株)	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	2.17
他人から供給された電気の使用に伴う排出	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	次頁の各電気事業者別排出係数を使用

※1 施行令第3条第1項

※2 LPガス m<sup>3</sup> 当たり原単位 「プロパン、ブタン、LPガスのCO<sub>2</sub>排出原単位に係るガイドライン」(日本LPガス協会)

※3 都市ガスの単位発熱量は、「省エネ法第15条及び第19条の2に基づく定期報告書記入要領」から、東京ガス(株)の数値(45 GJ/千 m<sup>3</sup>)を使用し、全国の平均的な条件での常温常圧下の体積に換算するため、体積に0.967(環境省・温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインから引用)を乗じている。

※4 「燃料の使用に伴うもの」の第3次計画における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出係数は、第2次計画における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出係数を継承している。

## ② 電気事業者別排出係数

表 6.1.5 電気事業者別排出係数一覧

事業者名	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	事業者名	排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
<b>■一般電気事業者</b>		(株) トヨタタービンアンドシステム	0.441
北海道電力(株)	0.678	(株) とんでん	0.495
東北電力(株)	0.591	(株) ナンワエナジー	0.591
東京電力(株)	<u>0.531</u>	(株) 日本セレモニー	0.641
中部電力(株)	0.513	(株) V-Power	0.239
北陸電力(株)	0.630	(株) フォレストパワー	0.146
関西電力(株)	0.522	(株) ベイサイドエナジー	0.594
中国電力(株)	0.719	京葉瓦斯(株)	0.494
四国電力(株)	0.699	サミットエナジー(株)	0.492
九州電力(株)	0.613	J E Nホールディングス(株)	0.501
沖縄電力(株)	0.858	J X日鉱日石エネルギー(株)	0.420
		J Lエナジー(株)	<u>0.553</u>
<b>■特定規模電気事業者</b>		志賀高原リゾート開発(株)	0.165
アーバンエナジー(株)	0.432	シナネン(株)	0.460
アストモスエネルギー(株)	<u>0.190</u>	昭和シェル石油(株)	0.377
イーレックス(株)	0.500	新日鉄住金エンジニアリング(株)	0.602
一般財団法人中之条電力	0.281	鈴与商事(株)	0.488
一般社団法人電力託送代行機構	0.301	泉北天然ガス発電(株)	0.397
出光グリーンパワー(株)	0.644	総合エネルギー(株)	0.636
伊藤忠エネクス(株)	0.380	大東エナジー(株)	0.566
S Bパワー(株)	<u>0.259</u>	ダイヤモンドパワー(株)	0.402
エネサーブ(株)	0.617	大和ハウス工業(株)	<u>0.519</u>
荏原環境プラント(株)	0.000	中央電力エナジー(株)	0.560
王子製紙(株)	0.442	テス・エンジニアリング(株)	0.695
オリックス(株)	0.539	テプコカスタマーサービス(株)	0.551
(株) イーセル	0.315	東京エコサービス(株)	0.080
(株) 岩手ウッドパワー	0.044	にちほクラウド電力(株)	0.539
(株) うなかみの大地	0.246	日産トレーディング(株)	0.417
(株) S E ウィングズ	0.462	日本アルファ電力(株)	0.288
(株) エヌパワー	0.446	日本テクノ(株)	0.482
(株) エネット	0.423	日本ロジテック協同組合	0.405
(株) F - P o w e r	0.491	パナソニック(株)	0.667
(株) 関電エネルギーソリューション	<u>0.541</u>	富士フイルム(株)	0.510
(株) クールトラスト	0.492	プレミアムグリーンパワー(株)	0.021
(株) グローバルエンジニアリング	0.506	本田技研工業(株)	<u>0.580</u>
(株) ケーキュービック	0.148	丸紅(株)	0.389
(株) 洗陽電機	0.348	ミサワホーム(株)	0.311
(株) サイサン	0.373	三井物産(株)	0.000
(株) サニックス	0.009	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	0.375
(株) CNO パワーソリューションズ	0.602	リエスパワー(株)	0.553
(株) G - P o w e r	0.139	ワタミファーム&エナジー(株)	0.454
(株) 新出光	0.487	代替値(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.551

※環境省資料より引用(電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)―平成25年度実績― H26(2014)12.5公表, H27(2015)7.14一部追加・修正, H27(2015)8.27一部修正  
 ※政府及び地方公共団体実行計画における平成26(2014)年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数です。  
 ※表の凡例: 下線部は平成27(2015)年8月27日一部修正箇所

③ メタン (CH<sub>4</sub>), 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出係数

表 6.1.6 メタン (CH<sub>4</sub>), 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出係数

活動項目		排出係数	
		メタン (kg-CH <sub>4</sub> /km)	一酸化二窒素 (kg-N <sub>2</sub> O/km)
区分	自動車の走行に伴う排出		
1	ガソリン・LPG を燃料とする普通・小型乗用車	0.000010	0.000029
2	ガソリンを燃料とする普通・小型自動車(定員 11 人以上)	0.000035	0.000041
3	ガソリンを燃料とする軽自動車	0.000010	0.000022
4	ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000035	0.000039
5	ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000015	0.000026
6	ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000011	0.000022
7	ガソリンを燃料とする特種用途車	0.000035	0.000035
8	軽油を燃料とする普通・小型乗用車	0.000020	0.000007
9	軽油を燃料とする普通・小型自動車(定員 11 人以上)	0.000017	0.000025
10	軽油を燃料とする普通貨物車	0.000015	0.000014
11	軽油を燃料とする小型貨物車	0.0000076	0.000009
12	軽油を燃料とする特種用途車	0.000013	0.000025
13	CNG を燃料とする小型貨物及び乗用, 軽乗用, 軽貨物車	0.0000084	0.0000002

※施行令第 3 条第 1 項第 2 号ニ, 第 3 号ホ

※CNG の排出係数は環境省・温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインの係数を使用した。

出典:「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果(案)運輸分科会報告書」(平成 17 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会第 3 回会合資料)

※普通・小型乗用車以外の LPG を燃料とする車両は, ガソリンの排出係数に準じた。

※第 2 次計画・第 3 次計画ともに排出係数は同一である。

④ ハイドロフルオロカーボン (HFC) 排出係数

表 6.1.7 ハイドロフルオロカーボン (HFC) 排出係数

活動項目	排出係数(kg-HFC/台・年)
自動車用エアコンディショナー使用時の排出	0.010

※施行令第 3 条第 1 項第 4 号

## 2 第3次計画における目標値の立て方

省エネ法に基づき、5年度間平均原単位変化(%) (=5年度間平均で1%の省エネ目標)を満足するエネルギー原油換算使用量(kl)を試算しました。

本試算における温室効果ガス排出量(t-CO<sub>2</sub>)は、基準年度(H26(2014)年度)以降もエネルギー構成に大きな変化が無いと想定し、基準年度と各年度とのエネルギー消費量(kl)の割合により算出しています。

表 6.2.1 試算によるエネルギー消費量目標値

(1) 市長部局施設(文化会館たづくり除く)								
年度	H26実績 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	基準年度 (H26)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	3,328	3,316	3,430	3,302	3,184	3,172	3,281	98.6%
エネルギー消費原単位(kl/m <sup>2</sup> )	0.005658	0.005637	0.005831	0.005614	0.005413	0.005393	0.005578	(1.4%減)
5年度間平均原単位変化(%)	94.8%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	6,784	6,760	6,992	6,733	6,491	6,467	6,689	-95
(2) 文化会館たづくり								
年度	H26実績 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	基準年度 (H26)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	1,426	1,409	1,417	1,419	1,364	1,348	1,356	95.1%
エネルギー消費原単位(kl/m <sup>2</sup> ・h)	0.003357	0.003317	0.003335	0.003340	0.003212	0.003174	0.003191	(4.9%減)
5年度間平均原単位変化(%)	96.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	2,975	2,940	2,956	2,960	2,846	2,813	2,828	-147
(3) 教育委員会施設								
年度	H26実績 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	基準年度 (H26)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	2,866	2,662	2,862	2,753	2,742	2,546	2,738	95.5%
エネルギー消費原単位(kl/m <sup>2</sup> )	0.01384	0.01286	0.01382	0.01330	0.01324	0.01230	0.01322	(4.5%減)
5年度間平均原単位変化(%)	98.6%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	5,099	4,735	5,091	4,899	4,878	4,530	4,870	-228
(4) 調布市役所全体								
年度	H26実績 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	基準年度 (H26)比
エネルギー原油換算使用量(kl)	7,620	7,387	7,708	7,474	7,290	7,067	7,375	96.8% (3.2%減)
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	14,859	14,436	15,039	14,592	14,216	13,811	14,387	-470

【H26年度の実績値について】

- ①エネルギー原油換算使用量：各施設区分のエネルギー原油換算使用量の実績
- ②エネルギー消費原単位：エネルギー使用量を「生産数量又は建物床面積その他エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」で除した数値。市長部局施設(文化会館たづくり除く)と教育委員会施設はエネルギー原油換算使用量を延床面積で、文化会館たづくりは延床面積及び開館時間で除している。
- ③5年度間平均原単位変化：平成22年度～26年度までのエネルギー消費原単位の実績(36頁参照)を使用し、次のとおり算出  

$$\left( \frac{H23 \times H24 \times H25 \times H26}{H22 \times H23 \times H24 \times H25} \right)^{1/4} \times 100$$
- ④温室効果ガス排出量：各施設区分のエネルギー使用量にCO<sub>2</sub>換算係数を乗じ算出。市長部局施設(文化会館たづくり除く)に車両のCO<sub>2</sub>排出量を含めている。

【H27年度以降の推計について】

- ⑤エネルギー原油換算使用量： $\left( \frac{H24 \times H25 \times H26 \times H27(X)}{H23 \times H24 \times H25 \times H26} \right)^{1/4} \times 100 = 98.9$  から当該年度のエネルギー原油換算使用量Xを求める。(※H32年度まで更新し算出)
- ⑥エネルギー消費原単位：エネルギー原油換算使用量を平成26年度の延床面積等で除した。
- ⑦5年度間平均原単位変化：省エネ法で定める1%以上の原油換算エネルギー使用量削減を達成するため、98.9%をエネルギー使用量の上限とした。
- ⑧温室効果ガス排出量：H26年度温室効果ガス排出量(t-CO<sub>2</sub>) ×  $\frac{\text{各年度のエネルギー原油換算使用量(kL)}}{\text{平成26年度エネルギー原油換算使用量(kL)}}$
- ⑨(1)～(3)それぞれにおいて、小数点以下を四捨五入しているため、(4)の合計値と(1)～(3)の和が合致しない場合がある。

### 3 省エネ改修設備等によるCO<sub>2</sub> 想定削減量

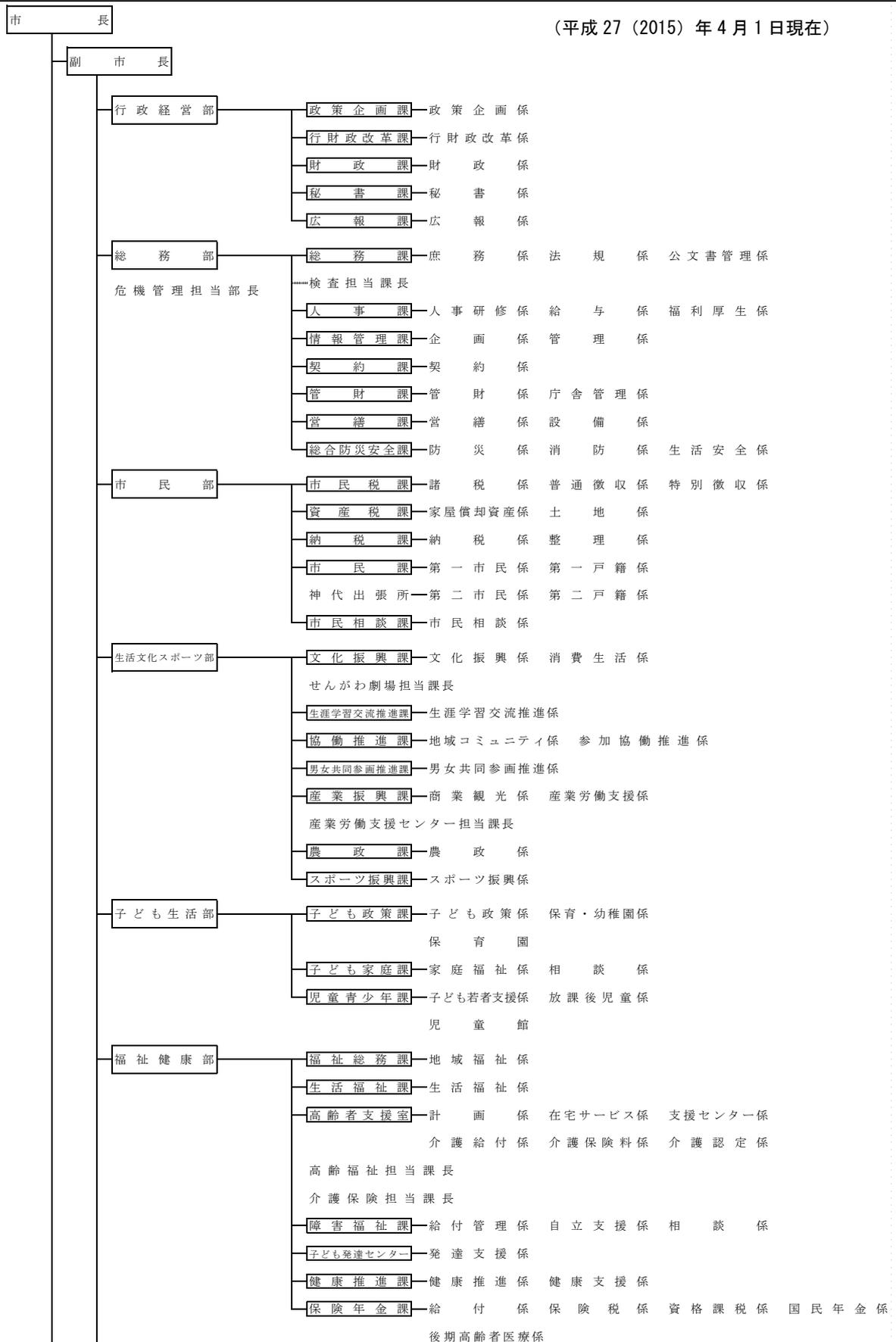
表 6.3.1 省エネ改修設備等によるCO<sub>2</sub> 想定削減量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

市長部局施設				省エネ改修設備等による想定削減量						
施設	取組内容	第3次計画削減見込量	施工年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32
				(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
総合福祉センター	空調設備の交換	253	H27-28				253	253	253	253
グリーンホール	空調動力(ポンプ)のインバータ化	13	H27			13	13	13	13	13
ちようぶの里	空調設備の交換	117	H26		117	117	117	117	117	117
省エネ改修設備等による削減量		383	②設備による削減量	—	117	129	383	383	383	383
①基準年度排出量	6,784	目標削減量	95	①-②	—	6,667	6,655	6,402	6,402	6,402
文化会館づくり				省エネ改修設備等による想定削減量						
施設	取組内容	第3次計画削減見込量	施工年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32
				(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
文化会館づくり	LED誘導灯の導入	32	H27			32	32	32	32	32
	氷蓄熱1次冷水ポンプのインバータ化	14	H27			14	14	14	14	14
	アトリウム樹木のフェイク化	40	H27			40	40	40	40	40
	LED照明の導入	39	~H31							39
	ボイラー制御盤更新	43	~H31							43
省エネ改修設備等による削減量		168	②設備による削減量	—	0	86	86	86	86	168
①基準年度排出量	2,975	目標削減量	147	①-②	—	2,975	2,889	2,889	2,889	2,807
教育委員会施設				省エネ改修設備等による想定削減量						
施設	取組内容	第3次計画削減見込量	施工年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32
				(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
公立小中学校	LED照明の導入	81	H26-31		13	27	40	54	67	81
	体育館照明LED化(第三小)	6	H27			6	6	6	6	6
	体育館照明LED化(上ノ原小)	6	H28				6	6	6	6
	体育館照明LED化(緑ヶ丘小)	6	H28				6	6	6	6
	体育館照明LED化(神代中)	11	H29					11	11	11
	体育館照明LED化(第三中第2体育館)	10	H29					10	10	10
	体育館照明LED化(深大寺小)	6	H30						6	6
	体育館照明LED化(石原小)	7	H30						7	7
	体育館照明LED化(若葉小)	6	H30						6	6
	体育館照明LED化(多摩川小)	6	H30						6	6
	体育館照明LED化(北ノ台小)	6	H31							6
	体育館照明LED化(国領小)	11	H31							11
	体育館照明LED化(布田小)	11	H31							11
	体育館照明LED化(第六中)	8	H31							8
	太陽光発電システムの導入(第五中)	4	H28-29					4	4	4
キュービクルの更新(第一小, 第二小, 滝坂小, 深大寺小, 北ノ台小, 布田小, 第六中, 調布中, 第三中, 第七中, 神代中, 第五中, 第八中)	3	H27-30			3	3	3	3	3	
図書館	LED照明の導入(国領分館)	4	H27			4	4	4	4	4
	LED照明の導入(宮の下分館)	4	H27			4	4	4	4	4
	LED照明導入(神代分館)	4	H27			4	4	4	4	4
	LED照明導入(富士見分館)	4	H29					4	4	4
公民館	LED照明の導入(東部公民館)	4	H27			4	4	4	4	
省エネ改修設備等による削減量		208	②設備による削減量	—	13	52	77	120	158	208
①基準年度排出量	5,099	目標削減量	228	①-②	—	5,086	5,047	5,022	4,979	4,941
調布市役所全体				省エネ改修設備等による想定削減量						
省エネ改修設備等による削減量		759	②設備による削減量	平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)	平成29(2017)	平成30(2018)	平成31(2019)	平成32(2020)
				—	130	267	546	588	627	758
①基準年度排出量	14,859	目標削減量	470	①-②	—	14,728	14,591	14,313	14,270	14,232

※設備更新による想定削減量 (t-CO<sub>2</sub>) の算定には次の排出係数を使用。電力：0.423 kg-CO<sub>2</sub>/kWh(株エネット：グリーンホール, 教育委員会施設のうち小中学校), 0.531 kg-CO<sub>2</sub>/kWh(東京電力株：その他施設), 都市ガス：2.17kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>3</sup>  
 ※改修の実施については、目標値の達成状況、関連計画との整合、調布市の財政状況などを踏まえ、調整を行う。

## 4 対象とする組織(調布市組織機構図)





## 5 平成 26(2014)年度における施設別 CO<sub>2</sub> 排出量

表 6.5.1 施設別 CO<sub>2</sub> 排出量 (1/2)

No	施設名	所管部	CO <sub>2</sub> 排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) 第3次計画係数	No	施設名	所管部	CO <sub>2</sub> 排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) 第3次計画係数
1	市庁舎	総務	642,265	51	総合体育館	生活文化スポーツ	326,340
2	神代出張所	総務	191	52	市民緑ヶ丘テニスコート	生活文化スポーツ	17,236
3	消防団第1分団機械器具置場	総務	496	53	大町スポーツ施設	生活文化スポーツ	71,977
4	消防団第2分団機械器具置場	総務	1,052	54	基地跡地野球場, 基地跡地運動広場	生活文化スポーツ	3,057
5	消防団第3分団機械器具置場	総務	842	55	下布田保育園	子ども生活	34,384
6	消防団第4分団機械器具置場	総務	1,344	56	仙川保育園	子ども生活	89,207
7	消防団第5分団機械器具置場	総務	1,674	57	金子保育園	子ども生活	48,741
8	消防団第6分団機械器具置場	総務	1,683	58	上石原保育園	子ども生活	63,208
9	消防団第7分団機械器具置場	総務	845	59	第五保育園	子ども生活	27,412
10	消防団第8分団機械器具置場	総務	2,558	60	神代保育園	子ども生活	26,419
11	消防団第9分団機械器具置場	総務	672	61	宮の下保育園	子ども生活	33,313
12	消防団第10分団機械器具置場	総務	567	62	富士見保育園	子ども生活	35,868
13	消防団第11分団機械器具置場	総務	663	63	東部保育園	子ども生活	20,478
14	消防団第12分団機械器具置場	総務	1,003	64	上布田保育園	子ども生活	46,202
15	消防団第13分団機械器具置場	総務	866	65	深大寺保育園	子ども生活	103,277
16	消防団第14分団機械器具置場	総務	605	66	ひまわり保育園	子ども生活	57,827
17	消防団第15分団機械器具置場	総務	641	67	子ども家庭支援センター	子ども生活	117,626
18	富士見町災害対策用資材倉庫	総務	56	68	つつじヶ丘児童館	子ども生活	68,297
19	被災者一時宿泊施設大型備蓄倉庫	総務	808	69	東部児童館	子ども生活	19,720
20	安全安心見廻組屯所	総務	861	70	多摩川児童館	子ども生活	23,273
21	調布市文化会館たづくり	生活文化スポーツ	2,975,158	71	深大寺児童館	子ども生活	30,293
22	グリーンホール	生活文化スポーツ	523,561	72	富士見児童館	子ども生活	31,484
23	調布市せんがわ劇場	生活文化スポーツ	61,739	73	佐須児童館	子ども生活	29,860
24	金子地域福祉センター	生活文化スポーツ	31,911	74	西部児童館	子ども生活	31,956
25	西部地域福祉センター	生活文化スポーツ	27,981	75	緑ヶ丘児童館	子ども生活	26,893
26	調布ヶ丘地域福祉センター	生活文化スポーツ	23,026	76	調布ヶ丘児童館	子ども生活	28,657
27	緑ヶ丘地域福祉センター	生活文化スポーツ	31,540	77	染地児童館	子ども生活	25,938
28	菊野台地域福祉センター	生活文化スポーツ	27,043	78	国領児童館	子ども生活	27,552
29	富士見地域福祉センター	生活文化スポーツ	27,427	79	染地児童館第1学童クラブ布田小学校分室	子ども生活	7,706
30	下石原地域福祉センター	生活文化スポーツ	31,786	80	調布ヶ丘児童館学童クラブ分室	子ども生活	7,290
31	入間地域福祉センター	生活文化スポーツ	57,741	81	国領児童館学童クラブ国領小学校分室(121年度まで国領分室)	子ども生活	8,865
32	深大寺地域福祉センター	生活文化スポーツ	30,159	82	国領児童館学童クラブ第二小学校分室	子ども生活	10,900
33	八雲台ふれあいの家	生活文化スポーツ	903	83	ふじみだいの学童クラブ	子ども生活	7,232
34	富士見町ふれあいの家	生活文化スポーツ	1,732	84	おおまち第1・第2学童クラブ	子ども生活	265
35	飛田給ふれあいの家	生活文化スポーツ	1,112	85	わいわいの学童クラブ	子ども生活	10,921
36	布田駅南ふれあいの家	生活文化スポーツ	4,674	86	わかば学童クラブ	子ども生活	7,663
37	東部ふれあいの家	生活文化スポーツ	2,547	87	なないろ学童クラブ	子ども生活	23,553
38	野ヶ谷ふれあいの家	生活文化スポーツ	756	88	つつじヶ丘児童館学童クラブ上ノ原第1・第2分室	子ども生活	14,755
39	国領ふれあいの家	生活文化スポーツ	3,404	89	総合福祉センター	福祉健康	302,040
40	西部ふれあいの家	生活文化スポーツ	2,468	90	布田老人憩の家	福祉健康	14,554
41	下布田ふれあいの家	生活文化スポーツ	4,950	91	深大寺老人憩の家	福祉健康	15,836
42	国領第2ふれあいの家	生活文化スポーツ	2,423	92	ちようふの里	福祉健康	1,192,544
43	上石原ふれあいの家	生活文化スポーツ	6,250	93	国領在宅サービスセンター	福祉健康	80,283
44	国領駅北ふれあいの家	生活文化スポーツ	2,373	94	シルバー人材センター小島町	福祉健康	21,960
45	染地地域福祉センター	生活文化スポーツ	22,521	95	シルバー人材センターふれあいプラザ	福祉健康	4,009
46	小島町ふれあいの家	生活文化スポーツ	4,489	96	シルバー人材センターリサイクル作業所	福祉健康	1,359
47	調布市市民プラザあくろす	生活文化スポーツ	163,392	97	ぶちぼあん	福祉健康	8,835
48	市民プール, 市民野球場, 市民多摩川テニスコート	生活文化スポーツ	100,431	98	希望の家	福祉健康	23,697
49	市民深大寺テニスコート	生活文化スポーツ	3,420	99	希望の家分場	福祉健康	419
50	市民西調布体育館	生活文化スポーツ	33,894	100	調布市知的障害者援護施設	福祉健康	650,557

表 6.5.1 施設別 CO<sub>2</sub> 排出量 (2/2)

No	施設名	所管部	CO <sub>2</sub> 排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) 第3次計画係数	No	施設名	所管部	CO <sub>2</sub> 排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) 第3次計画係数
101	調布市知的障害者グループホームすてつぷ	福祉健康	9,586	151	八雲台小学校	教育	163,105
102	こころの健康支援センター	福祉健康	55,267	152	富士見台小学校	教育	116,338
103	まなびや	福祉健康	54,480	153	滝坂小学校	教育	116,477
104	じょい	福祉健康	9,182	154	深大寺小学校	教育	165,839
105	すまいる分室	福祉健康	7,311	155	上ノ原小学校	教育	162,622
106	子ども発達センター	福祉健康	52,360	156	石原小学校	教育	163,035
107	調布市医療ステーション	福祉健康	5,774	157	若葉小学校	教育	157,837
108	つつじヶ丘駅北公衆便所	環境	164	158	緑ヶ丘小学校	教育	129,732
109	深大寺前公衆便所	環境	870	159	染地小学校	教育	131,890
110	飛田給駅北公衆便所	環境	7,307	160	北ノ台小学校	教育	141,275
111	多摩川さくら緑地公衆便所	環境	1,098	161	多摩川小学校	教育	140,234
112	布多天神南公衆便所	環境	400	162	杉森小学校	教育	158,793
113	下石原測定局	環境	2,538	163	飛田給小学校	教育	139,974
114	多摩川自然情報館	環境	20,962	164	柏野小学校	教育	148,710
115	多摩川倉庫	環境	202	165	国領小学校	教育	131,930
116	公遊園全体	環境	276,228	166	布田小学校	教育	147,391
117	仙川中継ポンプ場	環境	62,240	167	調和小学校	教育	729,351
118	クリーンセンター	環境	12,571	168	調布中学校	教育	145,874
119	利再来留館	環境	5,011	169	神代中学校	教育	164,013
120	ストックヤード	環境	20,476	170	第三中学校	教育	153,016
121	シルバーピア柴崎	都市整備	1,512	171	第四中学校	教育	91,811
122	シルバーピア深大寺	都市整備	1,421	172	第五中学校	教育	112,265
123	シルバーピアせせらぎ	都市整備	2,687	173	第六中学校	教育	82,955
124	布田駅周辺地区まちづくり事務所(H21.3~)	都市整備	4,387	174	第七中学校	教育	89,752
125	都市整備部倉庫	都市整備	40	175	第八中学校	教育	81,498
126	子ども交通教室	都市整備	2,555	176	調布市教育会館	教育	90,247
127	調布市立つつじヶ丘南第2自転車等駐車場	都市整備	7,544	177	七中相談学級・太陽の子	教育	56
128	調布市立調布南オートバイ駐車場	都市整備	3,209	178	ハヶ岳少年自然の家	教育	220,315
129	調布市立調布南自転車駐車場	都市整備	24,693	179	青少年交流館	教育	10,554
130	調布市立飛田給北自転車駐車場	都市整備	33,301	180	東部公民館	教育	17,218
131	つつじヶ丘自転車等保管所	都市整備	2,545	181	西部公民館	教育	28,600
132	上石原自転車等保管所	都市整備	1,586	182	北部公民館	教育	34,895
133	調布市立仙川南第2自転車駐車場	都市整備	21,237	183	図書館国領分館	教育	20,450
134	国領駅南口市営駐車場	都市整備	86,215	184	図書館深大寺分館	教育	22,478
135	調布市立西調布南第3自転車等駐車場	都市整備	3,383	185	図書館神代分館	教育	17,909
136	調布市立柴崎南自転車等駐車場	都市整備	2,512	186	図書館宮の下分館	教育	24,670
137	調布市立西調布南第1自転車等駐車場	都市整備	3,305	187	図書館緑ヶ丘分館	教育	18,106
138	調布市立仙川南自転車駐車場	都市整備	2,135	188	図書館富士見分館	教育	11,654
139	調布駅東自転車等駐車場	都市整備	735	189	図書館若葉分館	教育	26,425
140	調布市立国領北自転車駐車場	都市整備	3,206	190	図書館佐須分館	教育	29,845
141	調布市立西調布南第2自転車駐車場	都市整備	1,809	191	図書館資料保存庫	教育	14,301
142	調布市立仙川北自転車駐車場	都市整備	1,411	192	図書館染地分館	教育	22,561
143	富士見町自転車等保管所	都市整備	1,354	193	文化財資料室	教育	155
144	調布市立柴崎南第2自転車駐車場	都市整備	1,324	194	郷土博物館	教育	35,015
145	調布市立柴崎東自転車駐車場	都市整備	2,092	195	郷土博物館分室	教育	5,536
146	調布市立国領西自転車等駐車場	都市整備	1,864	196	深大寺水車館	教育	1,569
147	調布市立調布南代替自転車駐車場	都市整備	3,236	197	武者小路実篤記念館	教育	75,764
148	第一小学校	教育	168,550	合計			14,676,593
149	第二小学校	教育	107,208				
150	第三小学校	教育	129,232				

※第3次計画のCO<sub>2</sub>排出量(t-CO<sub>2</sub>)の算定には、以下の電気事業者別排出係数を用いた。  
 0.423kg-CO<sub>2</sub>/kWh：(株)エネット(グリーンホール、教育委員会施設のうち小中学校)  
 0.531kg-CO<sub>2</sub>/kWh：東京電力(株)(上記以外の施設)

## 6 平成 26(2014)年度における車両に起因する CO<sub>2</sub> 排出量

表 6.6.1 燃料の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量

活動項目	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	144,804
軽油	29,699
液化天然ガス (LPG)	53
CNG	811
合計	175,366

表 6.6.2 車両の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出から算出した CO<sub>2</sub> 排出量

区分	台数 (台)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン・LPGを燃料とする普通・小型乗用車	29	1,139
ガソリンを燃料とする普通・小型自動車 (定員 11 人以上)	0	0
ガソリンを燃料とする軽自動車	38	762
ガソリンを燃料とする普通貨物車 ※LPG 含む	6	204
ガソリンを燃料とする小型貨物車	13	457
ガソリンを燃料とする軽貨物車	33	901
ガソリンを燃料とする特殊用途車	14	723
軽油を燃料とする普通・小型乗用車	0	0
軽油を燃料とする普通・小型自動車 (定員 11 人以上)	0	0
軽油を燃料とする普通貨物車	0	0
軽油を燃料とする小型貨物車	5	74
軽油を燃料とする特種用途車	22	163
CNG を燃料とする小型貨物及び乗用, 軽乗用, 軽貨物車	2	1
合計	162	4,424

表 6.6.3 ハイドロフルオロカーボンの排出から算出した CO<sub>2</sub> 排出量

区分	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
自動車用エアコンディショナー使用時の排出 (162 台)	2,317

## 7 省エネ法に係るエネルギー消費量実績

第2次計画期間中の省エネ法実績は以下のとおりです。平成21(2009)年度から26(2014)年度までの期間で、エネルギー消費量(原油換算kl)は8.1%(672kl)削減しました。

表 6.7.1 省エネ法に係るエネルギー消費量実績

対象	項目	エネルギー消費量(単位:kl) ※原油換算値						5年度間 平均原単位 変化(%)
		平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	
市長部 局(文化 会館た づくり 除く)	エネルギー原油 換算消費量(kl)	3,860	4,126	3,466	3,585	3,452	3,328	94.8
	エネルギー消費 原単位(kl/m <sup>2</sup> )	0.006562	0.007014	0.005891	0.006119	0.005868	0.005658	
	対前年度比(%)	—	106.9	84.0	103.9	95.9	96.4	
文化会 館たづ くり	エネルギー原油 換算消費量(kl)	1,570	1,619	1,473	1,481	1,483	1,426	96.9
	エネルギー消費 原単位(kl/m <sup>2</sup> ・h)	0.003696	0.003811	0.003468	0.003486	0.003491	0.003357	
	対前年度比(%)	—	103.1	91.0	100.5	100.1	96.2	
教育委 員会	エネルギー原油 換算消費量(kl)	2,862	3,033	2,782	2,991	2,878	2,866	98.6
	エネルギー消費 原単位(kl/m <sup>2</sup> )	0.01434	0.01498	0.01363	0.01462	0.01390	0.01384	
	対前年度比(%)	—	106.0	91.7	107.5	96.2	99.6	
調布市 役所全 体	エネルギー原油 換算消費量(kl)	8,292	8,778	7,721	8,057	7,813	7,620	

672kl 減 削減率 8.1%

※文化会館たづくりのエネルギー消費原単位(kl/m<sup>2</sup>・h)と、文化会館たづくりを除く市長部局のエネルギー消費原単位(kl/m<sup>2</sup>)の単位が異なるため、市長部局全体の合計エネルギー消費原単位は算出できない。

<省エネ法特定事業者>

・調布市(市長部局)

文化会館たづくりは第二種エネルギー管理指定工場(エネルギー消費量(原油換算)が単独で1,500kl以上の事業所)

・調布市教育委員会

## 8 環境確保条例の総量削減義務制度のCO<sub>2</sub>排出量実績及び見込み

環境確保条例の総量削減義務制度における第1計画期間（平成22（2010）～26（2014）年度）の平均CO<sub>2</sub>排出量は、基準年度比15%（削減義務率は8%）削減しました。また、平成26（2014）年度においては、基準年度比20%削減しました。本制度においては、第1計画期間における超過削減量は第2計画期間に持ち越すことが可能です。

表 6.8.1 第1計画期間のCO<sub>2</sub>排出量実績

	基準年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平均
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4,282	4,016	3,537	3,612	3,608	3,418	3,638
基準値に対する削減率	—	6.2%減	17.4%減	15.6%減	20.2%減	20.2%減	15.0%減

※基準年度：平成15(2003)～17(2005)年度の平均値。

※CO<sub>2</sub>排出量の算定には、環境確保条例で定められた第1計画期間におけるCO<sub>2</sub>換算係数を使用している。

第2計画期間においても、第1計画期間と同程度のCO<sub>2</sub>排出量に抑えることが出来れば、第2計画期間（平成27（2015）～31（2019）年度）の削減義務率17%に対して、目標の達成が見込まれます。

表 6.8.2 第2計画期間のCO<sub>2</sub>削減義務達成見込み

	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )							平均
	基準年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	5,297	4,239	削減施策の継続により、第2計画期間の				4,239	
基準値に対する削減率	—	20.2%	CO <sub>2</sub> 削減義務を達成する見込み					20.2%

※基準年度：平成15(2003)～17(2005)年度の平均値。

※CO<sub>2</sub>排出量の算定には、環境確保条例で定められた第2計画期間におけるCO<sub>2</sub>換算係数を使用している。

基準値のエネルギー使用量は、第1、第2計画期間と同一であるが、CO<sub>2</sub>換算係数の見直し等により、CO<sub>2</sub>排出量が第1計画期間よりも大きくなっている。

環境確保条例の総量削減義務制度については、現時点において、第3計画期間における総量削減義務制度の継続等について、東京都からその詳細が示されていないため、第2計画期間の平成31（2019）年度までの見込みを掲載しています。

＜指定地球温暖化対策事業所（6施設一体で指定）＞

文化会館たづくり・市庁舎・グリーンホール・総合福祉センター・調布南自転車駐車場・調布南オートバイ駐車場

登録番号 (刊行物番号)
-----------------

2015-254
----------

---

第3次調布市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編：平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)

---

発行日 平成28年3月

発行 調布市環境部環境政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1  
電話 042-481-7086 FAX 042-481-7550  
E-mail kankyou@w2.city.chofu.tokyo.jp